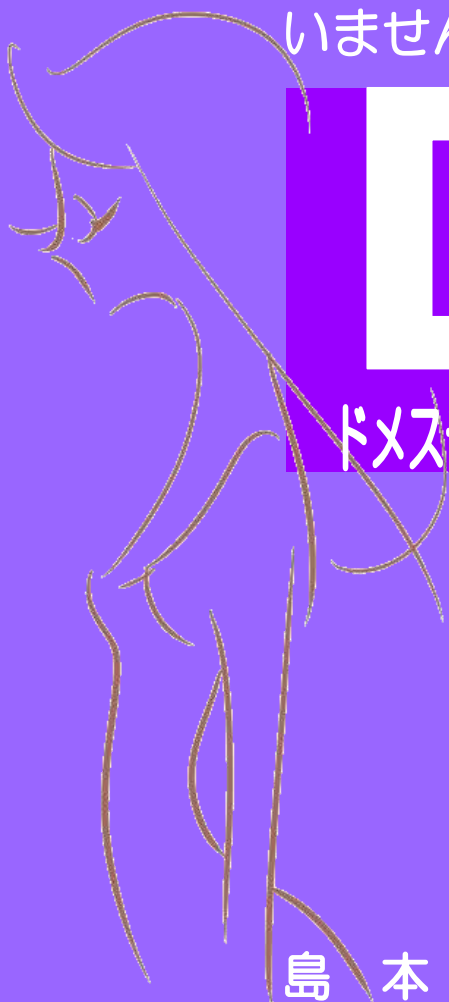




被害にあっていませんか？
周囲で被害にあっている人は
いませんか？



DV

ドメスティック・バイオレンス



島 本 町



DVとは

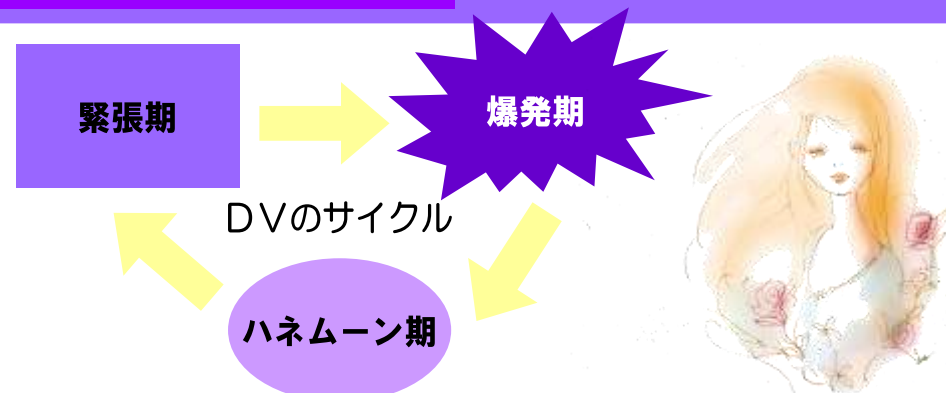
DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や交際相手など親密な関係にある人から振るわれる暴力のことです。DVは長い間「夫婦げんか」と軽視され、被害が潜在化してきました。

しかし、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。どのような理由があっても決して許されるものではありません。

DVの種類

身体的暴力	殴る、蹴るなど、直接的に力行使する暴力 ○殴る ○蹴る ○階段から突き落とす ○物を投げる ○刃物を身体に突きつける ○髪を持って引きずり回す ○タバコの火を押しつける ○熱湯をかける など
精神的暴力	心ない言動により心を傷つける暴力 ○大声でどなる ○ののしる ○人前でばかにする ○大切にしているものを壊す ○無視をする ○脅かす ○交友関係を制限する ○携帯電話をチェックする など
性的暴力	嫌がっているのに性的な行為を強要する暴力 ○性行為を強要する ○ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる ○道具のように扱う ○避妊をしない ○中絶をさせる など
経済的暴力	金銭面で支障を与える暴力 ○生活費を渡さない ○借金をする・させる ○外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする ○無理やりものを買わせる など

DVのサイクル



すべての人にあてはまるわけではありませんが、DVでは、このようなサイクルがある場合もあります。

ハネムーン期には、加害者が謝罪し、「二度と暴力を振るわない」と約束したりするので、被害者も暴力がなくなることを期待します。

しかし、緊張期になると徐々に加害者がイライラした態度を示し、爆発期には再び感情を爆発させて被害者をおびえさせます。

しかも、暴力は繰り返すと激しくなる傾向があります。

被害者はなぜ逃げないのか

被害者は様々な理由から、加害者から逃げられない場合があります。

恐怖感 「逃げたら殺されるかもしれない」という恐怖感	無力感 「逃げても無駄だ」「誰も助け てくれない」という無力感	被害者意識の欠如 暴力を振るわれるのは「自分 が悪いから」という思い込み	
子どもの問題 子どもがいる場合 は、子どもの安全 や就学の問題	経済的理由 パートナーの収入 がなければ生活す ることが困難な場 合	複雑な心理 「自分のことを愛し ているから」「いつか 変わってくれる」と いう複雑な心理	失うもの 逃げる場合、仕事や 地域社会での人間関 係など、失うものの 大きさ

DVが与える影響

◆被害者に与える影響◆

DVを受けた被害者は、ケガなどの身体的な影響にとどまらず、精神的にも深い傷を負います。被害者は、長い時間をかけて心に残った深い傷を癒していかなければなりません。



被害者への影響の主な例

- あざ、骨折、切り傷、火傷
- 自信をなくす
- 無力感、絶望感
- 感覚の麻痺
- 不眠、摂食障害
- 過去にひどい暴力を受けた光景が再び起きているかのように追体験をする（心的外傷後ストレス障害：PTSD）
- 自律神経失調症、うつ病 など

◆子どもに与える影響◆

DV家庭の中では実際に子どもが暴力を振るわれていることもあります。子どもが直接暴力を振るわれていないときでも、子どもはDVを目の当たりにして、心に大きな傷を負います。「児童虐待の防止等に関する法律」でも、児童の目の前でDVが行われることは児童虐待にあたるとされています。

子どもへの影響の主な例

- 落ち着きがなくなったり、情緒不安定になる
- 発育不良や学業不振に陥る
- 人間関係をうまく築けない
- 暴力によるコミュニケーションを学習し、将来DVの加害者や被害者になってしまう など



DV防止法とは

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）とは、DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、DVの防止及び被害者の保護を目的とする法律です。

DVの被害者

婚姻中（事実婚を含む）に暴力を受けている人、また、離婚した後（事実上婚姻を解消したと同様の事情にある状態を含む）も引き続き身体に対する暴力を受けている人が対象となります。また、女性だけでなく、男性も被害を受けた場合には、法律の保護を受けることができます。

DVの加害者

加害者に特定のタイプはなく、稀にいつも暴力的な人もいますが、たいていは家庭の中で被害者に対して暴力を振るっているので、周囲からはDV加害者と理解されないことが多くあります。

保護命令

保護命令とは、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するために、裁判所が加害者に対し出す命令のことです。被害者、同居の子、親族等への接近禁止命令のほか、被害者への電話等禁止命令や退去命令などがあります。

配偶者暴力相談支援センター、警察への通報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター、警察に通報するよう努めることとなっています。

DVにまつわるQ&A

暴力を振るうのは特別な人ですか？

加害者に特別なタイプというのではなく、年齢・学歴・職業はさまざまであることが調査でわかっています。外では温和で愛想の良い人が加害者であることも珍しくはありません。

DVを受ける側にも問題があるのですか？

DVは被害者に問題があるから起こるわけではありません。明確な理由があることは少なく、加害者の思い通りにならないことなどをきっかけに起こります。多くの場合加害者は、「相手が悪いから」と自分の行為を正当化するため、被害者は「自分に問題があるから暴力を振るわれる」と思い込まされてしまうことがあります。

加害者はいつか暴力をやめますか？

暴力をやめることは、加害者が長年培ってきた価値観を変えることです。変えるには加害者自身が長い時間をかけて努力しなければなりません。

子どものためにはガマンしたほうがよいのですか？

子どもの面前でのDVは子どもを深く傷つける虐待行為です。こうした虐待環境で育つ生活よりも、暴力の不安から解放された生活の方が子どもの発育にとって望ましい場合もあります。

束縛されるのは愛されている証拠ですか？

束縛は、相手を自分のものと考えたり、自分の思い通りにしたいという考えからすることです。そこに相手への信頼や思いやりはなく、愛されている証拠とは言えません。束縛は、DVの支配にもつながることになります。

もしもあなたが相談をされたら

◆話をじっくり聴きましょう◆

親密な相手から暴力を受けているということを人に話すのはとても勇気のいることです。

まずは、被害者のおかれている状況や被害者が持つ不安を理解することが大切です。被害者の心情に配慮し、被害者のペースに合わせて話を聴いてあげてください。

◆あなたは悪くないと伝えましょう◆

被害者は多くの場合、暴力をふるわれたのは自分のせいだと、自分を責めてしまいます。あなたは悪くないと伝えることで、被害者の気持ちを軽くしてあげてください。

加害者は「お前が悪いから」と暴力の口実を言いますが、親密な相手に暴力を振るってよいと考えている加害者の考え方に問題があるのです。

◆秘密を守りましょう◆

相談内容が加害者に漏れると大変危険です。被害者の承諾なしで第三者に口外しないでください。

あなた一人でDVの問題を解決することは非常に困難です。

このパンフレットを渡し、裏表紙の相談機関につなげましょう。

もしもあなたがDVを受けたら

◆DVについて理解しましょう。◆

あなたを守るための制度があります。DVに関する情報を収集し、DVについて正しい知識を得ましょう。

◆一人で悩まずに相談しましょう◆

定期的に専門機関の相談を受け、被害状況を説明しておきましょう。



DVで悩んでいるあなたへ

DVはあなたに問題があるものではありません。また、殴られたり傷つけられたりして平気な人はいません。

「自分さえ我慢すれば」とつらい気持ちを押し込めていませんか。

「どうしようもない」とあきらめていませんか。

あなたと子どもには安全で健康的な生活を送るための援助を求める権利があります。

一人で悩まず相談してみませんか。解決する方法を一緒に考えていきましょう。

相談窓口

秘密は守られます

◆ 島本町女性相談 ◆

毎月第2水曜・第4火曜午後1時～5時 ※予約制

お問合せ：☎075-962-0372（島本町人権推進課）

◆ 大阪府吹田子ども家庭センター ◆

月曜～金曜午前9時～午後5時45分 ※祝日・年末年始を除く

お問合せ：☎06-6380-0049（DV相談専用電話）

◆ 大阪府女性相談センター ◆

平日・土日午前9時～午後8時 ※祝日・年末年始を除く

相談電話：☎06-6949-6022 または ☎06-6946-7890

【※緊急時は110番または最寄りの警察署へ！】

平成25年3月発行

島本町総合政策部人権推進課

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

TEL 075-962-0372 FAX 075-962-0385